

名古屋市農業委員会 令和5年第2回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年2月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後3時59分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西11C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長级以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

- (1) 開会

- (2) 議案審議

第12号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第13号議案 農地法第 3条の規定による地上権設定許可申請について

第14号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第15号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第16号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第17号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第19号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第20号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認について

第21号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第22号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

- (3) 議題

①農業委員会等に関する法律第38条における意見書について

- (4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

- (5) その他

- (6) 閉会

令和5年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成田秋義 委員
		4番	近藤正俊 委員
5番	坂野文明 委員	6番	石田正彦 委員
		8番	箕浦基伸 委員
9番	布目已佐子 委員		
11番	横井昭男 委員	12番	岩田公雄 委員
		14番	野間利和 委員
15番	安井勝春 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（7名）

17番	森國晃 委員		
21番	大島誠 委員	22番	伊藤正幸 委員
23番	安井正敏 委員	24番	横井愼一 委員
25番	木村正男 委員		
27番	服部勇夫 委員		

令和 5 年第 2 回総会（令和 5 年 2 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 2 回総会を始めさせていただきます。 また、急遽会場を変更させていただきました。大変失礼いたしました。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 2 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 急に会議室が変更になって迷惑をかけて申し訳ございません。 それでは、本日の議案といたしまして、第 12 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 22 号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの 11 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 7 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井勝春委員及び横井昭男委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、始めに、第 12 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-5 の農地につきまして、2 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、譲渡人が営農規模縮小のため本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地を取得することを希望しています。

申請地である中川区江松四丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

	本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-9 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区新茶屋四丁目の 1 筆の 1,000 平米の内 504 平米及び同 1 筆は田で、稲刈り後の状況で、先ほどの港区新茶屋四丁目の 1 筆の 1,000 平米の内 496 平米は畑で、キャベツ、ネギなどが作付けされ良好に管理されていました。 なお、譲受人の経営農地はミカン、モモなどが作付けされ、良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 12 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 12 号議案の案件は、許可することと

いたします。

次に、第 13 号議案、農地法第 3 条の規定による地上権設定許可申請及び第 15 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

本議案は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地の一時転用を目的としたものです。

本件では、太陽光パネルの設置者と営農者が異なっております。この場合、下部の農地に太陽光パネルのための地上権を設定することとされおり、地上権設定の許可が 13 号議案の第 3 条許可、パネルの支柱に係る一時転用許可が 15 号議案の第 5 条の許可、となります。

これらを併せて行うことが必要なため、一括審議とします。

議案の報告の前に、まずは営農型太陽光発電の制度について、事務局より説明をお願いします。

農政係長

それでは、配布資料①-1 をご覧ください。

営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組みのことです。この取組みの推進につきましては、令和 2 年 3 月に閣議決定されております「食料・農業・農村基本計画」に再生エネルギーの活用を促進すると位置づけられています。

本市では、中川区内で 2 件の営農型太陽光発電の設置の事例がございます。

営農型太陽光発電設備の設置につきましては、農地法に基づく一時転用の許可が必要です。許可後につきましても、年に 1 回の報告により、農作物の生産に支障が生じていないかチェックされます。

また、更新時期には、その期間の営農状況を判断して、再許

可が必要となります。

次に配布資料①-2 の審議のポイントをご覧ください。

営農型太陽光発電設備の設置についての取り扱いにつきましては、農林水産省の通知により運用が定められています。

審議における確認事項は、表の「項目」と「確認事項の概要」に記載されています。

具体的には、「転用期間」、「構造・面積」、「営農の継続」、「設備」、「周辺への影響」、「撤去」、「目的」等により、許可についての適否を判断することになります。

なお、本件の状況につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。本件は新たに営農型太陽光発電設備を設置する案件であり、慎重にご審議いただく必要があるため、担当の農業委員さんから議案のご報告をお願いしたいと思います。第 13 号議案・受付番号 3-4 及び第 15 号議案・受付番号 3-4 について、11 番、横井昭男委員さん、お願いいたします。

横井（昭）
委員

第 13 号議案の受付番号 3-4 及び第 15 号議案の受付番号 3-4 につきまして、担当委員と事務局職員とで、2 月 6 日に現地調査を実施しましたので、結果をご報告いたします。

本件は貸主の所有地に借受人が、営農型太陽光発電設備を設置するとして、農地上部に対する農地法 3 条の地上権設定許可申請及び、支柱部分に対する農地法 5 条の一時転用許可申請が出されたものでございます。

なお、本件の申請者はすでに、中川区内に 2 か所営農型太陽光発電設備を設置しております。

今回申請地である中川区江松西町の1筆の田は、農用地でございます。周囲の状況につきましては、配付資料の①-3をご覧くださいと思います。

東西を田に挟まれ、北側は農道、南側は水路となっている場所でございます。申請内容によりますと、東西の田に支障がないよう境界に柵止めを立て土砂の流出を防ぐ等、被害防除には配慮するとのことでございます。また、許可期間終了後には、農地を復元する旨の誓約書を提出しており、撤去費用の確保についても問題はないと思われます。

発電設備の下部では小麦を作付けするとの営農計画が示されております。

本件、土地所有者による小麦の栽培実績は市内ではございませんが、飛島村で耕作している農地があり、そこで小麦を栽培していることを、事務局が現地を見て確認しております。

所有者が農地法3条の許可により当該農地を取得した平成28年当時から畑化して、発電設備を設置したいという打診が富田町土地改良区等にありましたが、地元としては田んぼとしての一体性が崩れるということで、反対の意見表示をし続けてきました。そういった経緯もあり、申請地はこの土地を取得した平成28年以降、今日に至るまで草生えの状況が続いておりましたが、現在は資料①-4をご覧くださいと思いますが、この写真のとおり申請に向けて耕作可能な状態に手入れされております。

今回の申請にあたり富田町土地改良区からは、転用による農業用排水施設への影響がないことが確認できておりますが、当該地域一帯は基盤整備事業を行った水田であり、国が進めている人・農地プラン推進に支障があるため、本件転用を認めない旨の意見書が提出されております。

この総会に先立ちまして、臨時の中川地区協議会を二度にわたり開催し、中川の委員で話し合いを行いました結果、委員の総意としては地元の合意がないため、受け入れ難いが、不許可とする法的根拠が見当たらないという結論でございます。

委員の皆様方には、よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。続いて、中川農政課長から補足説明がございます。中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

先ほど横井委員からの説明にもありました、申請者が小麦を栽培している飛島村の農地につきまして、説明させていただきます。

配付資料①-5 をご覧ください。

上の写真が真上から見た航空写真で、方角的には上が北になります。この写真には写っておりませんが、当該農地の東側、写真で言いますと右側、700 メートルのところを南北に国道 302 号が走っております。当該農地は今回も申請地と同様、農用地となりまして、北側と南側が田、西側が水路、東側が農道となっております。

下の写真は、北の方角から撮影した写真になります。太陽光発電設備が設置されておりますが、飛島村役場に確認したところ平成 27 年に一時転用の許可を行い、農地管理については良好にされているとのことでした。

なお、中川区内で申請者が太陽光発電設備をすでに設置しております 2 か所の農地の耕作状況については、定期的に総会の場で報告させていただいております。

配付資料①-4 をご覧ください。

右側にございます二つの写真が今回の申請地のすぐ南にある農地の写真となりますが、ミカン及び大根を始めとした野菜を栽培しており、直近の昨年3月の総会における報告では、耕作状況に問題なしという評価をしております。私からの説明は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。続いて、事務局からも補足説明がございます。事務局、お願いいたします。

農政係長

農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請の添付書類である「土地改良区の意見書」についてご説明します。

今回の申請において、富田町改良区から太陽光発電設備の設置について、「認めることはできない。」との意見が付されて申請されました。

土地改良区が認めないとする理由として、「該当地域一帯は基盤整備事業を行った水田であり、国が進めている人・農地プラン推進に支障がある。」としています。

この件に関して、農業委員会は審議において、土地改良区の意見書を判断の材料としますが、その意見に拘束されるものではありません。

また、認めない理由としている、国が進めている「人・農地プラン」推進に支障があるとしています。

この理由は、国の農地の集約化に向けた方針を示しており、地域の実情に即した理由ではなく、本件の審査要件とはなっておりません。以上の点については、愛知県に確認を取っております。以上でございます。

議長（会長）	ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、その他、地元の中川の委員さんから何かこの場で伝えておきたいことはありますでしょうか。
安井（正） 委員	中川の安井です。この案件はこれで3件目なんですけど、今までいろいろ反対してきたことがことごとく覆されて、否決するだけの要件がないという。こういう案件はこれからあがってきたときに、何やっても無駄なんだから、そういうことなしで現地でこういうことがありますよっていう、現地確認だけをしてくださいという、そういう案件にしてほしい。中川で審議とか改良区を巻き込んでどうのこうのという話は、もういらない。何やっても無駄ってことがよくわかりました。もう情けない話ですよ。地域みんながこれだけ反対してるのに、何ひとつ声が届かない。全部否決されちゃう。だからこれからは、これは報告事項として、こういうことができますよっていうことを中川に教えてもらって、現地確認だけを我々がすると。そういう案件にしてほしい。以上です。
議長（会長）	ありがとうございます。他に。
横井（慎） 委員	ちょっと聞きたいんですけど、地上権設定は690平米でいいんですが、ここの中の賃借権の設定が0.43平米。こここの説明をもう少し詳しく教えてほしいです。この中の0.43平米だけなぜ賃借権設定するべきか、ちょっと納得できないものですから、ちょっと教えてほしいです。
中川農政課 長	支柱部分だけの面積になりますので、こういった面積になるということでございます。
議長（会長）	大丈夫ですか、横井慎一委員。よろしいでしょうか。 その他に何かありますか。

安井（勝）
委員

15 番の安井です。ちょっと基本的なことをお伺いするんですけど、ここのところ私知ってるんですが、資料でいうところの①-4。ここの状況と今これ作付けになってるってことですよ。これとどう違うわけですか。今度申請されるところと。こっちは許されてるんですよ。①-4 今現況の。

①-4 のほうは、1 年に 1 回ずつ報告されて、ミカンとか。最近までミカンいっぱいになってましたけど。こういう状況で、これは許されてるわけですよ。右は良くて、なんで左の今回の申請は良くないのか。もう一度わかりやすく説明いただけませんか。改良区さんが反対してるっていうのはわかりますけど。

右はいいわけですよ。左がなぜダメだったのか。聞かせていただけませんか。

横井（昭）
委員

①-3 の写真をご覧いただきたいと思いますが、今回の申請地は田んぼの真ん中あたりを埋め立てて太陽光発電をやりたいと。

①-4 については、隅っこのところですので問題はないだろうということで特別に今まで認めたのが 2 か所ございます。今回は真ん中ですので、ここで田んぼが分断されちゃうということで、人・農地プランで一気にやろうと思っても今回できなくなるよということと、次の①-4 の左側の写真のところでは半分については無断で、こちらに何にも許可も相談もなしに埋め立ててしまったと。それでここより真ん中から上のところについては、ずっと今まで草生えになっておりました。今回申請するにあたりここもきれいに落として、あたかも一生懸命やっ取るよというところを見せとるんじゃないかと。それと右のところにつきましても今回 3 年の更新期間で前回は、総会にかかっているんじゃないかと思うんですが、そのためのって草をきれいにとってある。へいぜい行くと、ここは草まるけです。入れません。

議長（会長）	その他、何かございますでしょうか。
成田委員	従来のところは、今回のところもそうかもしれませんが、下は耕作すると。それは地権者がやるのか、借受人が田も管理するのか。
横井（昭） 委員	下のところは申請者が。
成田委員	貸主がやるわけね。今回のところは、今まで草がよく生えたと。今申請になったらきれいになつとるということです。過去のもうやって既存のところは、太陽光は知らぬ間にできちゃった。申請はあったんだね。
横井（昭） 委員	申請して認めたところですよ。
成田委員	認めたんだね。それで下の耕作物の管理は十分？私が見とると、今までの記憶によるとあんまり良いとは思わんような印象なんですけども、そんな状況ですか。ということだね。 そこら辺がきれいになつとるならもう議論はないと思うけど、太陽光も国策で必要だと思う。 それからもう一つ大事なこと。この前研修会やったじゃないですか。地域営農というのは、やっぱりみなさんの地域で、我々農業委員もそうなんですけど、みんなで考えてその地域はどうしようかと。やっぱりここだと、ここ分断されるということは確かにそう思うんだね。前のやつはちょっとグレーかな。これでもちょっと問題だと思うなと今になって思うんだけど。僕が普及員やつとった時、安城でこういうことがあったら、地域どうすべきかと、この地域はみんな田んぼするよ。この地域は野菜も作るよと。それで各自やる。それで普及員さんにそういう技術をちゃんと指導してくれよと。これを年1回総会をやつとったんですよ。ですからみなさんも同じように、この地域はそ

う反対しとるようなところで、出てきたということはね、どうかと。これも国策に合わんじゃないかなと私は感じちゃうんですけども。だからもっと管理をきちっとやってくれるならいいし、もう一つは地域営農かこれは田んぼだから、草ボーボーなんていうような状態では、みんなでその地域は耕作して田んぼにするだとか、畑にするだとか話し合ったうえで決めてここにあげてきたというのか。そうやって議論が出てきてると思うんだけど、非常に難しいところかもしれんけど、やっぱり地域もうちょっと優先してもいいような感じはするんだけど、それが効率よくいかんのかどうか、そのあたりは会長さんのご意見をもっと聞きたいんだけど。

横井（昭）
委員

本来は農家の人が田んぼを買うならいいんだけど、農家の人じゃない人が買ったらかうなりますよという悪例ですね、これは。これは今度4月からですか、例の2,000平米の下限が撤廃されるとですね、一般のサラリーマンでも農家やれますよということで田んぼを買うこともできるわけですね。そうするとほかっていてですね、何をやりだすかわからん。田植えでもやってもらえやいいんだけど、やらずにそのままほかったらというケースも出てくる可能性があるんですね。そうすると、地元がいくら反対だ何だかんだ言ってやとったって、本人がやる気がなかったら、私たち何にもやれないですね。法律違反なら、何か言えるかわからんけど、土地改良区はそんなこと言えないですから、そうすると最後は形式要件さえ整えば、農業委員会にどうぞと。それでシャンシャンで終わっちゃう。地元がいくら反対しとつてもみんなできちゃうよと。こういう現状があるんですね。

議長（会長）

少し会長の立場じゃなく港区の委員として、港区の案件でございますが、かつて2件ほど県外の方が港区内の農地を買いたいということがありました。現地調査で面接はもちろんですが、それ以前に三重県のケースでしたが、伊賀上野のケースと勢和多気のケースなんですけど、勢和多気の話が非常にひどくて、5年間は国からお金をもらって耕作をやりました。返還義

務がなくなるまでやりました。6年目、農地をほかっちゃって、当然向こうで家も買っております。国から金もらってやってる。5年間はがんばったけど、6年目になったらもう放棄。それでもって名古屋市内の農地を買いたいと言ってきました。調査で本来、県外まで出てって調査することはないですけども、委員会同士でお願いかけてる時に、電話で調査しろって言っていると、言い方が何か口ごもったような言い方しますので、これはしょうがないから現地見に行きましょうかと言って、委員二人で公用車出してもらって行ってます。見たらひどいものですわ。周りきれいに田んぼやっとなかで、草ボッサボサ。お家の周りも草ボッサボサ。どこにいるかわからへんっていう案件でありまして、委員会ではそれで不許可ということにしました。もう1件は、伊賀上野まで見に行ってます。これは整備きれいにやっております。これは文句なしで、面接も実は2回ばかりやりまして、滑った転んだ滑ったでわけわからないので、港の委員ではないですけども、横井委員に出ていただきまして面接をやって、大丈夫でしょうということで許可を出しました。追跡フォローで現場何回も見に行っております。十分にやれております。

そうすると今の中川のケースのそこだと、一番最初で水田を買われたときに、面接をしてるんだらうけど、ちょっと大丈夫かどうか見たのが不十分だったかなあと、その当時ね。その当時の委員が見てるのが不十分だったんじゃないかっていうことが思われますけども、そのあたりがいかなものかなっていう。港と比較してですけども。会長の立場じゃないよ。港の委員として行く時は。

戻って、農業委員会の会長としてどうするかで、採決するにまだ十二分に至ってないと思いますが、大事な点は農業委員会は法律に基づいた要件に該当したか、してないかっていうことを明確にしないといけません。要は今、安井正敏委員から横井愼一委員がいろいろ言ってもらってますけども、法律に基づいてここはダメだっていうことを、発言をゆるく見てもなかなか

該当してるとは言えないので、要は感情的な理解になります。2 回も地区協議会をやって、協議会の委員長さんしっかりまとめてもらわないといかんかなって思ったりしますが、それは置いといて配付資料の①-2 にあるところですが、これの要件に該当するかどうかを見ていきたいと思います。

配付資料の①-2 を見てください。まず項目です。期間 3 年以内。本件の状況におきまして期間は 3 年でございますからこれは審査においては通りますね。

次、構造面積です。簡易な構造で容易に撤去できる支柱であり、転用面積が必要最小限で適正であること。支柱は簡易な構造であって、支柱撤去後の穴は培養土で埋めます。これも問題なしに通ります。

営農の継続についてですが、営農の適切な継続が確実に認められることでございますね。営農が行われない場合、下部の農地における単収が、地域の平均単収と比べ、概ね 2 割以上減少する場合。下部の農地が遊休農地認定されていること。下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていること。ということが、あるか、ないかを見るわけですが、本件の状況では小麦を栽培する営農計画書が提出されている。知見を有する者より太陽光発電設備を設置しても作物の生育に問題はないとする意見書が提出されている。実はこのところで会長としては少し中川の皆さんに聞きたいことがあります。小麦を作るっていうことを言っている。小麦を作るなら結構です。秋撒きやって春先に刈り取るってことになりますが、6 月までに収穫と言ってますが、水を入れて、水田に水を張るようなことをして、ならしおこしやってくると、田植えがやってくるのが 5 月の終わりぐらいから、6 月に入ってきますが、それとぶつからへんかということが気になるんですが、そのあたりはどうでしょう。

横井（昭） 委員	畑だでいい。
議長（会長）	畑にするからこれでいいのかな。水は心配しなくていい。 はい、わかりました。中川いいですか。じゃあそうすると営農の継続についても問題なしということですね。
安井（正） 委員	ちょっと聞きたいことがあるんだけど。単収に比べて、単収ってというのは概ね2割以上減少するいうけど、これは作物に対して、それとも多少の金額ゆうか収入も含まれる。
農政係長	作物の収穫の量によって太陽光のパネルをつけて2割を下回らないことが条件となってございます。金額ではございません。
議長（会長）	これは小麦どのくらい収穫したらできるのか、地域の基準分かってますか。
横井（昭） 委員	普通は稲刈り終わったあとに小麦を撒いて、5月田植え前に収穫する。
議長（会長）	大昔、うちのおやじたちもやってましたけど、どのくらいの収穫量か全然覚えがないですね。
横井（昭） 委員	だからわざわざ畑にして小麦を作る必要がないんです、本当は。
安井（正） 委員	これに農村の所得向上って書いてあるがね。農村のためにつて。麦なんて安いもん作ったとて、他のもん作るなら話わかるけど。麦11月ごろから6月ごろの8か月ぐらい、あれにしとけば草の管理も随分助かると思うんだよな。そういう楽なこと考えて、所得向上には結びつかんじゃないかなと思う。米作ってたほうが倍ぐらいの値段するはずだから。米のほうが。だからこれに該当すると思うんだけど、こういうものを作物を作る

	って申請してきて、それ認めちゃうの。収穫なんかどうでもいいだよ。
議長（会長）	ここの段階で小麦を作るっていう意思で申請してきてるわけで、ここの以前の段階で、委員会に出てくる前の段階のところで、話があったときに、米がいいんじゃないのって指導をすることが必要じゃなかったのかなと。まだ最終的に中川のフロントであった時にそういう話も必要かもしれないし、それから地区協がやってるときに小麦量が採算合わんやろと。太陽光パネルだけで銭儲けするのもいかなものかっていう。だったら何もしなくて米作ったらいかがかっていうような話も必要だったと思うわけでした。
安井（正） 委員	だったらここに出てきたときに、もう一回差し戻して、それに差し替えてもらったら。
議長（会長）	それは今の段階では少し。審議せずに取り下げるっていう。取りあえず判断を留保して、来月回しっていうことも考えられますが、今の状態では、小麦を栽培するって営農計画で周りに隣地に差し障りがないっていうことであるならば、この営農計画についての問題はクリアしてっちゃいますよね。わかりますか。それだからひと月とぼして中川が筆頭で呼び出して、営農計画を変更することはあるか、ないかっていうことを聞いてみますか。 ないっていう状態でいってれば、もうこのまんま認めちゃうっていうことになってきます。
横井（庸） 委員	いろいろご意見をいただいて、みなさんから率直なご意見が出て、非常に悩ましいところに入ってきてると思いますけれども、最初の横井昭男委員のご説明のなかで、人・農地プランに大きな影響があるということで、地元の土地改良区としては賛成しがたいと、反対というご意向をおっしゃったんですけれども、あくまでも富田町土地改良区としては、この地域のなかで

現状水田でもって人・農地プランを推進していくという方向性はきちんとなされているのかどうか、っていうことであるならば、小麦の栽培だとか、あるいは小麦に替わる小麦以外の作物については、富田町土地改良区として地元の今後の方向性について支障があるということの理解になってくるわけですが、小麦ということで今回申請が出てきたものを、このままの状態ですと、会長も言われたように形式的には公的には問題はないもんですから、許可をせざるを得ないということになります。

従って、私の個人的な意見ですがけれども、ここまで中川地区協議会の委員さん方がいろいろお話をなされてこの事案については結論が出ない、どちらかと言うと反対に近いようなそういったご意見をおっしゃってみえるもんですから、小麦に替わって何か作物を生育すると。それが地元の今後の人・農地プラン、どこまで話し合いがされているのか私は存じ上げないですが、そこに支障が及ぼさないようなそういった作物の変更を伴うような計画書の代案を出していただくとか、そういった方向性もあるのではないかなと。じゃないと、許可はしたけれども地元になきなしこりが残っちゃいますよね。ここに新しく借受人が入ってきてやったにしても、あるいは地主さんの市外の方ですが、その方とまた地元の江松の方々、富田町土地改良区の組合員さんとの間にしこりを残したままずっといつてしまうということは、土地改良区の今後の運営自体のなかでも、いろいろ支障が出てくるのではないかなと。

そういうことも含めて不許可相当ではありません。許可相当だとは思いますが、そういった諸々の事案も含めて、もう一度検討をし直すということぐらいは申請者に逆提案してもいいのではないかなと。それは農業委員会としての裁量の範ちゅうだと思えます。許可は前提にします、許可は前提にしますが、それよりもっと地元と申請者とがお互いに話しをして、もう少し歩み寄りができて、お互いが100パーセント納得するという答えが出ないかもしれませんが、そういった

ような方向性を持っていくことができれば、そういった努力ももう一度してみることもひとつの考え方だなと思っておりますけども。いかがでございましょうか。以上です。

議長（会長）

今の横井中立委員の意見は、非常にいい意見でございますね。もうちょっと、許可することを前提にしといて、営農計画を変えてみないっていう、そういう指導ですよ。

横井（庸）
委員

今まで不耕作にしていたということも大きな問題になってくると思いますけれども、ここでもって本当に土地改良区の一員として、お金を組合員の方々とうまくやってもらわないと、地域農政に対する大きな影響力があると思います。そういったことで自分の申請をそのまま通すということではなくて、もう少し考えてもらわないかというようなことを提案してみたらどうかと、そう思ってます。

議長（会長）

ありがとうございます。会長として判断をひと月伸ばしにしたいと思うので、そのひと月の間に許可相当で見てるんだけど、営農計画変えてみないっていう。地域に迷惑かけんように小麦じゃない、畑じゃない、なんかそういう提案をしてはどうかということ、言ってもらいたいことをしたいと思うんですが。で、その前に営農の計画についても、このまんまいきやあ、要件は満たします。設備についても 3.3 で、これも問題なしですね。それから周辺への影響ってことで、排水施設については影響ありませんが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが云々ってところが少し問題があると。

それから、撤去については問題ないですね、これは。目的についても写しが出て、その他でも該当ない。2 か所ばかりのところで、気になるところなんで、一応このまんまの状態でしたら、要件はみんな満たすから否決はできません。否決するなら相当の理由を出さないといけない。ですが、中立委員の横井さんが言われるように、取りあえず、これは会長の意見ですが、

ひと月判断を来月の3月の総会までにまわしおいて、その間に中川の委員さん、貸主やら借受人を呼んでもうちょっと指導してみたらどうかと。で、中川の富田土地改良区さんの立場からすると、水田にできてると。水田にできていますから転用するという事になれば、宮田用水に対して1,000平米あたり30何万の決済金払ってもらわないかんので相当ありますけども、ともあれ水田でやるって、勝手に埋めちゃったところは撤去してまた田んぼに戻してもいいんで、そういうことをやってはどうかと。

ちなみにこれは農業委員会の会長は、県の農業会議に会員として出てきますが、その折に現地調査ってことがありまして、かつて何年か前でしたが、豊田市まで観光バスで出かけて、コロナの前です。それで水田に太陽光パネルを3.3メートルかな、もっと高いのかもしれませんが。大型トラクター、コンバインや何かが下走っても全然関係ないぐらいの高さで、下を水田やってるっていうケースがありました。参考になるからそういうのを太陽光パネルって、こういうようなことを考えてはどうかという許可を豊田も出しておりますので、そういうことでありました。そんなようなことで、取りあえずひと月判断を先延ばしにするってことで了承していただけますか。

安井（正）
委員

もうやめ。中川の意見やったって、向こう呼んでやったとて、許可する方向に全部変えられちゃって、書類揃ったらすべてOKだからさ、中川はもういい。やらない、もうそれは。よくわかりましたから。いいですね。もう一度やったところで改良区呼んだところで。

横井（慎）
委員

ちょっとすいません。今どうのこうの言って申請地は今現状では半分は埋まってるんですよ、土地。それを直すって言って、費用かなんかいろいろもめて、その費用は向こうが負担だと思ってるんだけど、それを言えば今言うように、また裁判になってくるんですよ、これ下手すると。向こうがどうのこうの言ったら裁判勝てるっていう話を聞いているんですけど。

議長（会長）	勝手に埋めたんでしょ。
横井（愼） 委員	勝手に埋めて、今言うように申請が通らんということになりやあ、そういうことですよ、結局は。
議長（会長）	意味がわからない。
横井（愼） 委員	それをとるということ自体が、費用がかかりますがね。その費用を向こうが全部出してくれればいいんだけど。そしたら話になると思うんですよ、話して。自分が当事者だと思ってください。これ勝手に埋めたもんで取ってくださいって、はい、わかりました言って、聞くとおもいます？自分でやります？ほんなら、まあ、わかったわ、やるわって言って。不可能だと思ってます。
横井（昭） 委員	畑に小麦を作るっていう話があった時にどっかよそのところで、水田に支柱を立ててソーラーやってるところもあるよという話をしとっても、もう半分埋めちゃってるもんで、そういう話は聞かない、相手は。もう埋めて小麦を作ると。小麦だったら何にも、米を取った後に、小麦を作れる。それやりゃあ収穫があったと。今まで米しか作ってなかったから。っていうことなんだけど、米作らずに畑にして小麦だけだったら、従前と変わらずに1年間ね、畑にしたっていいってことだわね。野菜も作らんという話で、小麦だけで。
議長（会長）	それでは、この13号議案と15号議案については、出てる要件すべて否決せずに認めざるを得ないので、認めることにして許可してよろしいかっていう、そういう判断をとってもよろしいか。一番最初のところに戻って要件は満たす。だから許可すべきか否かっていう裁決をとりますがよろしいでしょうか。
成田委員	許可がされずに埋め立てたっていうのは、戻せっていうことは行政指導でできんのかね。

農政係長	平成 28 年当時ですが、田んぼからミカンに作付けしたいということで、農地法 3 条で許可申請をされて許可されているものでございますので、基本的には申請に基づいて法的な許可をとって、作物を替えるよう申請許可を取ったという事実はございますので、違法行為ということではございません。
議長（会長）	田畑転用だから届けだけでしょう。問題なのは耕作をちゃんとやってなくて草が生えてるってところが問題なだけで、ですがその問題と、今のこの 13 号議案と 15 号議案の案件とはちょっと性質がちがうので。 戻りますが、13 号議案と 15 号議案これで採決をとってもよろしいか。とりますよ。首振ってる人がいるんだったら言ってください。何がいかんのか。
成田委員	地域営農っていうなかで考えるなら、この地域は水田だということ行われてきた。ここで少し議論した中で許可されて、また今度こういうのが出てきた。次にまたっていうことになる、地域の稲作営農というのがおかしいことになってくるように感じる。そういうので土地改良区や農業委員の人は悩んでるっていうのが現状なんだ。地権者は勝手だ。これで法律で通るんだからって。本当にそれでいいのかどうか。そんなことは今までやっとなかで、考えたことはないんだけど、みんな考えて、みんなでこの地域はこうやろう、ほんでみんなで作ってもらおうと、そうやってきたような世の中だったですけど、今山梨かどっかであんなことが出るようなことをやってると、これも同じようだなと私は思っちゃうぐらいですが、そうじゃないかなと思うけど。非常におかしなもんだと思う。それで今日、議論が出てきて、私は解決がなかなか見えないんですけど。いいのかな、この地域、こうやっとして。農業委員としても。
議長（会長）	今の 13 号議案、15 号議案の可決するか、否決するかっていうことについての問題じゃなくて、そもそも論になってくるか

ら、別枠で地域がどういうふうにするかと、従前の農業振興地域でやってるそういうんじゃないくて、もっと強い何か拘束力を持つような合意を作らないかんとところで、ということになってくるかと思います。これは農業委員会の仕事とは別口になってくるんで。

とりあえず今すべきことは、13号議案と15号議案を許可するか否かという採決をとってもよいかということを聞いてるときに、首を振る人がいるんで、よろしいかっていうのを聞いてますが。いいですか、採決をとっても。

箕浦委員

そもそも、この第5条の許可申請のなかに地元の方々の意向を聞くなり、改良区があれば改良区との同意が必要だとか、そういった項目がないのが欠陥であって、農地法がもう欠陥ではないかということになりませんか。だから、その通りだと皆さん思われとると思うんですけど、だから今の現状の農地法では、この農業委員会で賛成せざるを得ないけど、そもそもこの農地法にそうやってないのがおかしいということで、名古屋市農業委員会が提案していくっていうのはどうか。

議長（会長）

ありがとうございます。これまた案件としては別になりますけど、農業委員会の意見書をどうするかっていう問題のところ、農地法が欠陥があるから直してはいいかっていうことは言いたいところなんですけど、またそちらで話を行ったらいいかかと思いますが、取りあえずありがとうございました。

決議とっていかがかってことですが、いいですか、とつても。賛成するっていう要件は満たしておりますので、賛成、不可、許可するって方向でしか答えは出てこないんですけど、いいですか、それでも。

野間委員

今、会長から許可してもいいかっていうような話が出ておりますけど、要件が揃えば許可するっていう前提があるんですけど、名古屋市のような都市農業のなかで今後このようなことを

許可することによって、先ほども言われましたけど、悪い先例になってしまう。要件さえ揃えばなんでもいいよっていうことになっていくと、この土地改良自体、国の国策やなんかで相当な資金等が投入されとるなかで、どんどん当初目的と変わっていつてしまうというようなことも、ありうるわけで、中川だけの問題ではなくて、名古屋市の都市化された農業、特にそういうところにも、目を向けていかないと、荒廃してしまうんではないかなという危惧があるんですが。今、決をとっていいかっていう話なんですけど、法律的に満たされていると賛成だというと、決もとる必要もないような気もせんでもないんですが。私らも心情的には反対したいですけど。それで可能かどうか。その辺のところ、ご指導いただけたら。

議長（会長）

危惧するところは別枠で、文書をこの委員会で作って、名古屋市長経由か、県知事か、農林大臣に持ってくぐらいの、そのぐらいの気迫を持ってやらないと、都市農業維持は今のままでは非常にむずかしいわけで、それはわかっとなりますが、しかしながら法律に基づいて委員会運営やるんで、法律違反は考えられないってことなら、許可するしかないじゃないですか。それはわかってるところで、それで敢えてあかんっていうこと、不許可だっていうことを言うんだったら、不許可の理由を考えてもらわないと。

横井（昭）
委員

そういうと、農振地域はずしてくださいと、市街化区域にすれば1坪30万、50万だと。農振地域だから1坪1万円だと。だから皆さん、農振地域の調整区域の土地を買って、太陽光発電をやっても差し引き儲かると。市街化した土地の30万、50万のところで太陽光発電やったって、儲からへんよと。

議長（会長）

これは、会長じゃなくて港の委員としての立場ね。新茶屋の両茶橋。302号線の両茶橋から西側のところにランプができましたんで、ランプから500メートル以内のところに県道から3本ぐらい奥に入った農道に2メートルぐらいの農地を、関東系の、東京系の不動産開発会社が買いにきてまして、坪30万で

売ってくれ。農振地域だから許可が出ないことはわかつとるけど、とりあえず契約してもらったら、1割手付金払います。所有権移転の仮登記をさせてくれ。30万だって言ってるから、手付金で1割3万払います。そういうこと言って土地改良の理事長が往生こいて、一生懸命ダメだっていうことでやってますけど、うちの地元の土地改良理事長も、やっぱり同じような話です。山ほどあります。

一番新しい話ですが、この2月に入ってからですけど、西福田学区という小学校区で、名古屋市住宅都市局の都市計画課から係員呼んできて、市街化調整区域における地区計画の定めることによって街づくりをしていくっていう意見を、そういう勉強会をしているわけです。つまり都市計画で線引き変えろ、農振の位置変えろっていうことを重すぎちゃってなかなか動けへんと。都市計画の審議会何やとるのって思えてくるんですが、ともあれ、地域計画をそういうのを作っちゃって、強引に別枠で進めていこうっていう意見も出て、実は学区はそういうような動き方をしてるんですけど。それに対して土地改良区どうするのって非常に難しい問題かかえて、頭ひねるとこなんですけども、ちょっと脱線しましたが、やめちまえて言いたいですね。

で、戻って、別枠の主張になりますから、委員会としてはそういう主張もまた考えるってことになる、農業委員会からの強力な意見として出すということにもなります。一方で名古屋市長はこれも脱線しますけど、オーガニックの米作ってくれ。完全に有機農法でやった、除草剤・殺虫剤等も使わない、そういうたい肥使って米作ってくれと。それを名古屋市の小学校に食べさせるって。170何俵作ったって言ったかな。ところが問題なのは、そんな上手に面積作れませんし、1画2画っていうのか、ものすごく大きなほ場を確保しないかん。それから、作った米を完全にも買ってもらえるのかって。名古屋市の教育委員会で買ってもらえる以上に米ができちゃうわけで、それをどこで処分するか。そういう問題も出てきてなかなか難しいところ

で今大議論やっております。南陽町がまた引っかかってくるので、みんなで相談することになってくるんですけど、どっちにしても大問題。そういうことも一方で動きがあって、やめちまえてっていう意見もあるけど、もう一方でそういうことをやってくれっていう意見もあって。それじゃあ農業どのようにするのって。都市農業どのようにするのって。水田ですから個人で勝手気ままにはやれませんので、ものすごい難しい判断を迫られてるところです。またこれは別の案件ですから、農業委員会の会長としては、それはまた別口で話し合って、意見を作ってもっていくっていう方向になってこうかと思いますが、それはそういう方向で、見ていきたいと思います。

また戻って、これ採決に至りますが、いいですか。いきますよ。

たくさん意見が出ましたが、13号議案及び15号議案については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

異議なしでいいですか。

成田委員どっち。よしわかった。誰も何とも言わなかったら、一人ずつ当てて賛成か反対か聞きます。強権発動しますがいいですか。

成田委員

申し訳ないけど私はそんなに法律の知識はないもので、昔のあれで言うならば、ほ場整備やったところは何十年と他の物の作付けができないよっていう、古い話しか私はわからないんですけど、もう一つ言うならば国策って言っときながらこういう地域に営農を考えると地域の人意見がやっぱり重要じゃないか。法律に違反してるってそんな、それじゃあ何にもならないということになる。農業委員会として法律に合っとるでいいよなんていうそんなあれじゃ、地域の営農ってどうなるのっていうこと。いいか悪いか言えない。それが一つ。

議長（会長）	この案件を受理して、審議にかかって議案になってきたわけですが、どうやって判断したらいいですか。答えは許可するか不許可の二者択一か、あとひと月かふた月審議を行い、結論を出す。
成田委員	それにしても結論は出ないわけだね。あの、本当におかしいと思うんだわ。地域の人が一番それはわかっということだと思う。
議長（会長）	一番強硬な、安井正敏委員あたりが、まあ、いいんじゃないってなんて言ってる。しょうがないんだなってこと言ってるから、そういう方向で見るしかないのかなとは思いますが、どうですか。
成田委員	一体全体、農業委員って何だろう。そういうことになっちゃうよ。
議長（会長）	そういう問題つきつけて、でもそれは議案の判断とは違う問題なんで。
横井（昭）委員	みなさんも農業委員の立場と地元の役員の立場がある。ここでいうときは農業委員の立場で賛成か反対か。地元の土地改良区から言えば、そんなの反対に決まっとるが、何言っとるだと、それしかない。
議長（会長）	ここは農業委員の立場でやっていただきたいんですけども。
横井（昭）委員	法律に違反しとらんから、そのまま通りますよということだったら、何にもやることない。
成田委員	農業委員として、何もやれない。それはちょっとおかしいんじゃないかな。

議長（会長）	会長じゃなくて港の委員として否決案件出してきて、受理してるから、しょうがないから否決って言って否決してもらってることありますよ。それで防止してるっていう。 かつてもやったことありますよ。否決案件。 脱線しました。いいですか、それならこれで。農業委員の立場で考えて判断していただきたいのですが。いいですか。 何もありませんから、いいですか。許可して異議ないってことで認めてそれで議案を進めますがよろしいか。
委員	異議なし。
議長（会長）	いろいろ余分な意見がありましたが、それをまた別口で意見をまとめるってことで。意見書作るってことに反映するようにしたいと思います。そういうところで、こっちの話はそれで。 今の 13 号、15 号についてはそれで通します。よろしいですね。 次行きますよ。同じこと 1 時間もやりましたので、さっさっさっさと残りいきます。 次に、第 14 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 につきまして、2 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

本件は、農地区分が白地の3種農地について、資材置場への転用許可申請があったものです。

申請地はこれまで田んぼとして管理されておりましたが、申請者が自身の経営する会社の事業拡大に伴い、資材置場の拡張を希望され、本申請に至りました。

申請地の中川区水里三丁目の1筆の田は、耕作準備中の状態でした。

周囲の状況は、北側、東側、西側は宅地、南側は道路となっています。

また、宮田用水土地改良区の意見書があることや、申請人側に必要な資力、信用があることから、当該事業の遂行には問題がないものと考えられます。施行にあたっては、被害防除に配慮するとのことでした。

以上の事から、許可することについて問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第14号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第14号議案の案件は許可することといたします。

次に、第16号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-10 及び 1-11 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-10 及び 1-11 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-10 願い出の農地の、緑区藤塚三丁目の 2 筆は、かんきつ類の栽培に向けて準備中で、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-11 願い出の農地の、名東区高針荒田の 1 筆には、ミカンや梅が、同 1 筆には、梅が栽培され、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上 2 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-13 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-13 の農地について、2 月 3 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-13 は畑で、耕作準備中でした。申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 16 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 16 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 17 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-49 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-49 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 申し出の、天白区野並一丁目の 3 筆には一体で、梅が、同 4 筆には一体で、ネギやブロッコリーなどが栽培されていました。 いずれも農地として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 17 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 17 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 18 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 2-3 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-3 の農地について、2 月 3 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-3 は、上志段味特定土地区画整理の 2 筆にそれぞれ畑として換地されており、1 筆には南天、ユーカリなどの花き、もう 1 筆にはブロッコリー、チンゲン菜等が作付けされ、良好に管理されています。 この農地の被相続人が昨年亡くなられ、相続人である長男が引き続き農業経営を行うとのことです。 相続人は以前から被相続人と農業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長	受付番号 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、2 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区小川一丁目始め 10 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。 申請地の 10 筆の内 9 筆は田で、耕作準備中、1 筆は畑で、エンドウ、ネギ、キャベツなどが作付けされており、いずれも農地として良好に管理されておりました。 また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。 以上、調査の結果、適格者として問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 18 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 18 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 19 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。

東部・緑農政課長	受付番号 1-1 から 1-3 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
	受付番号 1-1 から 1-3 について、担当委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	これら 3 件について、それぞれの相続人は姉妹で、父である被相続人から同一時期に相続し、納税猶予の適用を受けており、その農地について、昭和税務署から利用状況の確認を求められているものです。
	なお、納税猶予の対象面積はそれぞれの相続分となっています。
	受付番号 1-1、緑区藤塚三丁目の 1 筆には、ミカンのほか、ネギやブロッコリーが、受付番号 1-2 の、同 1 筆には、大根、白菜、キャベツが、受付番号 1-3 の、同 1 筆には、タマネギやエンドウが、それぞれ栽培され、農地として良好に管理されていました。
	また、これらの農地は、それぞれの相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。
	以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 19 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 19 号議案の案件は承認することといたします。 次に、第 20 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。 いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の②をご覧ください。 この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。 また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。 第 20 号議案について、西部・守山農政課長お願いいたします
西部・守山 農政課長	本件について、2 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで、現地調査を行った結果、耕作準備中でした。 それでは、配布資料②について、ご説明します。 1 号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は住宅街となっており、点在する農地はあるものの集団性は無く、周辺農地に支障を及ぼすことのない適切な位置にあります。また、規模も他の市民農園と比較して、妥当なものと思われます。 次に、「募集及び選考の方法」ですが、規程によりますと、運営管理受託者の名称及び連絡先を明示した立看板、及び空き

区画ありの看板等を、その園内に設置することにより募集すると定められており、公平かつ適正なものと認められます。

次に、「貸付期間その他の条件等」についても、同規程において、貸付期間は1年間、貸付料金も1区画9,166円と定められており、どの利用者も同一の条件となり、適正なものと認められます。

最後に4号になりますが、申請地には、小作権など所有権以外の権原に基づいて耕作するものがないことを確認しております。

以上のことから、市民農園として、農地を貸し付けることについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

安井（勝）
委員

参考までにお伺いしたいんですけど、前にもこういう案件ありましたけど、こういったケースも街中で区画案件される時に、駐車場というのはこういう規約の中には何にもうたってませんけど、こういうのは特に考慮しなくていいんですよ。

西部・守山
農政課長

こちらについてはおそらく、運営管理受託者が管理のすべてを請け負っておりますので、請け負った中で利用したいという問い合わせに対しましては、適切な答え、例えば時間貸しの駐車場とか、そういったものを利用させていただくとか、そういったご案内は運営管理受託者が管理を行っていく中で、適切に行っていくものだろうと推察しております。

議長（会長）

他にございませんでしょうか。

他にないようです。それでは、第20号議案の案件について

	は、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 20 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 21 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料③から⑤をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、19 ページの農用地利用集積計画案の第 16 号について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	本件、第 16 号につきまして、2 月 2 日に、担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 該当の農地は、守山区大字上志段味字東谷の畑 13 筆、合計 7,557 平米で、現在の借受人より所有者に対し、申請地の借り受け継続の希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。 申し出の農地につきましては、観光農園として、従前同様ブルーベリー等の果樹の栽培を行い、消費者への直接販売などを計画しています。 利用権の設定内容については、名古屋市の定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しており、この利用権設定により農用地の有効利用につながるものと考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、21 ページ及び 22 ページの

農用地利用集積計画案の第 17 号及び 18 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

第 17 号及び第 18 号の農地につきまして、2 月 3 日と 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査及び面談を行いましたので、結果をご報告いたします。

始めに第 17 号ですが、本件は就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備中の状態でした。

申請者は、半年ほど前から、津島市で 50 平米ほどの農地を借り、枝豆、ニンジン、大根などを栽培しておりますが、営農規模を拡大したいと希望され、本申請に至りました。申請地につきましては、知人とも協力しながら耕作していく予定とのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

また、配布資料 ④ に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

続きまして、第 18 号についてですが、本件は就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里三丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備

中の状態でした。

申請者は、4 年ほど前から、港区で農地を借り、知人グループで野菜を栽培していましたが、その農地を返すことになったため、新たな農地を探した結果、本申請に至りました。申請地につきましては、知人とも協力しながら耕作していく予定とのこと。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

また、配布資料 ⑤ に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、これらの利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようです。

それではここで、第 21 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。18 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 21 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 21 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 22 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。 事務局、説明をお願いいたします。
主査	資料⑥をご覧ください。 土地改良法では、土地改良事業の参加資格につきまして、通常農地の所有者が有しておりますけれども、利用権の設定など農地の貸付けを行った場合は、参加資格も併せて農地所有者から耕作者に移行します。 本件は 2 月 1 日付で農地中間管理事業による利用権設定が行われておりまして、それに伴い土地改良事業の参加資格も農地所有者から耕作者に移行しておりますが、当事者同士の話し合いにおきまして、耕作者ではなく農地所有者が土地改良区の賦課金を負担することで合意しております。配付資料⑥の裏面をご覧ください。 耕作者から農地所有者に参加資格を交替するためには、土地改良者に基づく手続きとしまして、農地所有者から農業委員会

に対して、参加資格の交替を申し出て農業委員会の承認を得る必要がございます。議案の 28 ページをご覧ください。

今回対象となります貸付け全体の 11 名が所有する 12 筆の農地につきまして、参加資格交替の申し出がなされております。いずれにつきましても、農地所有者と耕作者の合意によるものでございますので、農地所有者が土地改良事業に参加することが妥当と思われます。説明は以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、27 ページにございます議決の案を読み上げます。

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。

理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。

それでは、第 22 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 22 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。

議題1「農業委員会等に関する法律第38条における意見書について」でございます。

12月から1月にかけて、農業委員会の意見書に関するアンケート調査を実施し、皆様から回答のご提出をいただきました。ありがとうございました。

まずは、その調査結果について、事務局より報告をお願いします。

農政係長

「農業委員会の意見書に関する調査 調査結果」をご覧ください。

農業委員会の意見書について、委員さんにお聞きするかたちで調査を実施いたしました。

調査結果としまして、

問1 意見書の提出について では、

「毎年、意見書を提出することが良い」が、12名

「意見書の提出の必要性が認められる場合に実施することが良い。」が、15名

「その他」が、1名

その他は、3年の任期中に1度提出することが良いというものです。

問2 意見書を実施する場合 での、作成方法についてでは、

「従来通り、拡大運営委員会で、意見書の内容を検討する」が、23名

「総会で、すべての委員から書面等で意見を募集する」が、5名

問3 意見書についてのご意見 では、

	成果が出ている意見もあるので、毎年の提出ではなく、2年から3年の間隔を空けて提出するのが良い。 意見書を提出しても変わらないことが多いが、継続して提出する必要があると思う。 制度改革等により農業者に著しい負担等が予想される場合に、重点項目を絞って実施する方が効果的と思われる。 などのご意見をいただきました。その他のご意見は、ご覧いただければと存じます。以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。 それでは、左肩に議題1とあります「農業委員会等に関する法律第38条における意見書について（案）」という資料をご覧ください。 事務局からの報告にありましたとおり、意見書提出の実施については、意見が分かれる結果となっております。そこで、もう少し議論を深めるため、拡大運営委員会を開催して検討することとしたいと思います。拡大運営委員会は、運営委員に加え、各地区より1名ずつ委員を選出していただき、中立委員を含め、9名の委員で検討します。そこで検討した結果を総会にお諮りいたします。 この案につきまして、何かご意見やご質問はございますか。
横井（昭） 委員	調査結果についてのところですけど、問1の①に関する意見、②に関する意見はいいんですけど、④に関する意見って、④がないんですけど、③の間違いじゃないですか。
農政係長	申し訳ございません。委員のご指摘のとおり③の誤りでございます。失礼いたしました。

議長（会長）	その他何かありますか。
	他にないようです。それでは、議題 1 については、案のとおり、お諮りしてもよろしいでしょうか。
	運営委員 4 人に対して、それに加えて各地区より一人ずつの委員を出していただいて、4 人で 8 人。それから中立委員も 1 人加えて 9 人で、拡大運営委員会を開きたいと思います。これをどうしたらいいかを少し議論したいと思うんですが。それで議論した結果を総会で報告するということになりますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、議題 1 については、案のとおり決定いたします。
	各地区において、意見書の検討委員の選出をお願いいたします。
	続きまして、報告に移ります。
	報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 5 年 1 月 5 日から令和 5 年 1 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。
	まず、1 ページから 7 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 18 件
	続いて、8 ページから 15 ページにかけまして、農地法第 4 条

第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 23 件

続いて、16 ページから 41 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 75 件

続いて、42 ページから 43 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、44 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 3 件

続いて、45 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、46 ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が 1 件

続いて、47 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、50 ページですが、現況証明願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和 4 年第 11 回農業委員会総会で認

東部・緑農政課長	定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。 それでは、東部・緑農政課長、お願いいたします。 東部・緑地区、番号 1-1 から 1-24 について、令和 4 年 11 月 24 日付けで発送して行いました「利用意向調査」の結果を報告します。 1-1 から 1-24 まで、すべてに回答があり、資料のとおり、「自ら耕作する」が 3 筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が 5 筆、「農業上の利用を行う意思がない」が 16 筆でした。 若干除草がされた筆もありますが、いずれの農地も、従前のまま、不耕作で、雑草繁茂の状態が続いています。今後も、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。報告は、以上でございます。
議長（会長）	次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	番号 2-1 から 2-50 について、令和 4 年 11 月 25 日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。 農地は全部で 50 筆、所有者は 10 名です。 まず、2-1 から 2-3 につきまして、3 筆すべて、平成 4 年指定の生産緑地です。1 筆は、「農業上の利用を行う意思がない」、残り 2 筆は、「自ら権利の移転または設定をする」との回答で、30 年経過にともない、所有者 2 名とも生産緑地の買取申出書を提出しています。 次に 2-4 から 2-27 につきまして、所有者 7 名中、5 名が農地中間管理事業を利用したいとの回答、1 名が自ら耕作、残り 1 名が農業上の利用を行う意思がない、との回答でした。農地

の状況は昨年と変わらず、引き続き指導を続けてまいります。

最後に 2-28 から 2-50 につきまして、これらは所有者が既に亡くなられており、過去に所有者の娘さんと連絡をとったところ、相続人全員が相続放棄をしているとのことでした。

平成 28 年度に所有者を確認する為の公示を行いました、申し出がなかったため、農地中間管理機構へ通知を行なっております。

機構からは利用権の設定について、県への裁定を申請しない旨の回答がございました。

現在、指導する所有者も確認できず、中間管理機構も利用権を設定しないとの回答ですので、解決が困難な状況となっております。農地法上行うべき手続きは行いましたが、今後もどういった方法で解決していくかを検討してまいりたいと考えております。報告は以上です。

議長（会長）

次に、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

それでは中川農政課管内、受付番号 3-1 から 3-8 までの 8 筆について、昨年 11 月 29 日付で発送した利用意向調査の結果をご報告します。

全 8 筆のうち 1 筆が、「自ら権利の移転又は設定をする」、3 筆が、「農地中間管理事業を利用する」との回答があり、残り 4 筆が「未回答」となっております。

未回答となっている 4 筆につきましては引き続き農地管理の意思確認をするとともに、回答のあった筆ともあわせまして耕作状況の監視を行ってまいります。報告は、以上でございます。

議長（会長）	次に、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	港区の遊休農地 4-1 から 4-30 までの 30 筆について、令和 4 年 11 月 30 日付けで発送した意向調査の結果を報告いたします。12 ページをご覧ください。 遊休農地 30 筆の内、回答があったのは 17 筆、未回答は 13 筆でした。回答があった 17 筆の内訳としましては、「農地中間管理事業を利用する」が 7 筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が 8 筆、「自ら耕作する」が 2 筆でした。 以上の状況となっており、今後、該当するすべての農地につきまして、所有者、相続人に対し粘り強く指導を継続してまいります。以上で報告を終わります。
議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。
農政係長	その他、連絡事項は 2 点ございます。 1 点目です。2 月分・3 月分の農業委員会活動記録の提出について連絡いたします。 通知にてお伝えをしています、2 月分及び 3 月分の活動記録を 4 月早々に愛知県に報告する必要があるため、3 月 20 日月曜日までに 2 月分・3 月分をあわせて、地区農政課へ提出していただきますよう、お願い致します。 最後 2 点目です。農業委員会だより作成のとりやめについてです。

議長（会長）	2月13日に農業だより編集委員会が開催され、今後の発行について議題とされました。 現在、農業者へ直接、農業委員会だよりを送付する機会がなくなり、名古屋市のホームページと区役所窓口で配架するのみの状況となっていることから、農業委員会だよりの作成は取りやめることで決定いただきました。 なお、今後はJAの広報誌の紙面に、農業委員会の活動について、掲載をお願いする予定です。連絡事項は、以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和5年第2回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	--

閉会（午後3時59分）